

# 令和4年余市町議会第1回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分  
延 会 午後 1時50分

## ○招 集 年 月 日

令和4年3月1日（火曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 議

令和4年3月3日（木曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （17名）

|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 余市町議会議長  | 3番  | 中井寿夫  |
| 余市町議会副議長 | 17番 | 土屋美奈子 |
| 余市町議会議員  | 1番  | 野呂栄二  |
| 〃        | 2番  | 吉田豊   |
| 〃        | 4番  | 藤野博三  |
| 〃        | 5番  | 内海博一  |
| 〃        | 6番  | 庄巖龍   |
| 〃        | 8番  | 白川栄美子 |
| 〃        | 9番  | 寺田進   |
| 〃        | 10番 | 彫谷吉英  |
| 〃        | 11番 | 茅根英昭  |
| 〃        | 12番 | 近藤徹哉  |
| 〃        | 13番 | 安久莊一郎 |
| 〃        | 14番 | 大物翔   |
| 〃        | 15番 | 中谷栄利  |
| 〃        | 16番 | 山本正行  |
| 〃        | 18番 | 岸本好且  |

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

|          |      |
|----------|------|
| 余市町長     | 齊藤啓輔 |
| 副町長      | 細山俊樹 |
| 総務部長     | 須貝達哉 |
| 総務課長     | 増田豊実 |
| 財政課長     | 高橋伸明 |
| 民生部長     | 上村友成 |
| 保険課長     | 中島豊  |
| 経済部長     | 渡辺郁尚 |
| 建設水道部長   | 千葉雅樹 |
| 下水道課長    | 樋口正人 |
| 水道課長     | 照井芳明 |
| 教育委員会教育長 | 前坂伸也 |
| 教育部長     | 中村利美 |

## ○事務局職員出席者

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 羽生満広 |
| 主幹   | 枝村潤  |
| 書記   | 小林宥斗 |

## ○議 事 日 程

令和4年度町政執行方針  
令和4年度教育行政執行方針

|    |       |                    |
|----|-------|--------------------|
| 第1 | 議案第1号 | 令和4年度余市町一般会計予算     |
| 第2 | 議案第2号 | 令和4年度余市町介護保険特別会計予算 |
| 第3 | 議案第3号 | 令和4年度余市町国          |

民健康保険特別会計予算

第 4 議案第 4 号 令和 4 年度余市町後  
期高齢者医療特別会計予算

第 5 議案第 5 号 令和 4 年度余市町公  
共下水道特別会計予算

第 6 議案第 6 号 令和 4 年度余市町水  
道事業会計予算

---

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 4 年余  
市町議会第 1 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 17 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

なお、浅野社会教育課長は自宅待機のため、橋  
端商工観光課長は所用のため欠席の旨届出があ  
り、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程に従いまして、ただ  
いまから令和 4 年度町政執行方針について齊藤町  
長から説明されます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 令和 4 年余市町議会第 1  
回定例会において、町政執行の基本方針と主要な  
諸施策並びに私の所信を申し上げます。

町政の執行に当たりましては、議員各位をはじ  
め町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただ  
き、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大から 2 年以上  
が経過しています。昨年は、医療関係者の皆様を  
はじめたくさんの方々のご協力により、2 回のワ  
クチン接種を非常にスムーズに行うことができました。

このような新たな感染症の拡大や、それに対応  
した社会構造の抜本的な変化など、未来を完全に  
予測することは困難ではありますが、そこで立ち

止まっていたは何も前に進みません。

我々にとってこれまで当たり前だったことをそ  
のまま続けるのではなく、最善を見据えて常に見  
直すことを意識し、今なすべき行動をより柔軟に  
アップデートさせていくことが必要不可欠です。

新型コロナウイルス感染症は、我々の生活や仕  
事のスタイルを強制的に変更させました。これま  
で遅々として進んでこなかった社会のデジタル化  
などはその一つでしょう。行政機関も今後人口減  
少によって職員数の減少は不可避であると言えま  
しょう。そのような状況下の中で、未来を見据え  
て行政のデジタル化による省力化施策を推進して  
いくことは必要なことであると考えます。

財務状況改善の策に方針を転換したふるさと納  
税は私の就任後約 13 倍に伸びました。また経常収  
支比率は約 7% 改善しました。このような、これ  
まで行ってきた積極的な財務状況の改善と町内の  
所得の向上に向けた取組は継続して行っていきま  
す。

令和 4 年度の町政執行に当たっては、「次世代  
の可能性を引き出す」、「資源を最大限活用し町  
を持続・発展させる」、「激動する社会に対応す  
る」を 3 つの指針として、職員と一丸となって町  
民の負託に応え、第 5 次余市町総合計画のメイ  
ンテーマである「未来に向けて住みやすい町をつ  
くる」ことに全力を尽くしてまいりますので、各位  
におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じ  
ます。

「未来に向けて住みやすい町をつくる」ために。  
次世代の可能性を引き出す。

余市町は未来への投資として、人づくりを通じ、  
子供や若者といった次世代の可能性を引き出すま  
ちづくりを進めます。

資源を最大限活用し町を持続・発展させる。

余市町は選択と集中により、限られた資源を最  
大限に活用したまちづくりを進めます。

激動する社会に対応する。

余市町はこれまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進めます。

以上3つの指針を下に、1. 暮らしの安全・安心の方針、2. 健康と福祉の方針、3. 生活環境の方針、4. 産業の方針、5. 学びの方針、6. 行政・財政運営の方針の6つの方針を施策の体系とし、以下の諸施策を推進します。

令和4年度の施策の内容。

#### 1. 暮らしの安全・安心の方針。

防災に関する施策。防災マネジャーを中心として、地域の防災力の向上を図るべく、スーパー防災都市創造プロジェクト参加自治体などとも協力し、防災広域化に取り組みます。また、近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、関係機関と密接な連携の下「余市町地域防災計画」の見直しを図るとともに、避難所における防災資機材の整備や地域の防災力向上として区会に対する支援を進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、最新の技術の状況を踏まえつつ、効果的で効率的な整備に向け、引き続き検討を行います。

災害による被害を最小限にとどめるためには、日頃からの備えが大切であることから、区会や学校などでの防災学習会などを通じ防災に関する意識の醸成と知識の普及啓発を行います。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国、北海道、関係市町村と連携し、引き続き必要となる防災対策の整備を進めます。

交通安全に関する施策。「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「昼間ライトの点灯」、「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積

極的に実施し、一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

#### 2. 健康と福祉の方針。

子育て推進に関する施策。地域全体で子育てを支え、ゆとり・安心・楽しい子育てを実現すべく、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

子育て支援対策につきましては、「第2期余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進し、子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、次代を担う子の誕生を祝福し、健やかな成長に資するため、出産と子育てを応援するための助成を行うとともに、保健所等利用者の利便性向上のため、ICTの導入を進めます。

母子保健対策につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、相談体制の強化と関係機関との連携に努めます。

また、子供を持つ親の経済的負担と、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため医療助成を実施するとともに、周産期医療においては、北後志地域6市町村の連携の下、医療体制の充実に努めます。

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子供が健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

保健に関する施策。町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくために、若い世代から健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善や心のケアができるよう健康づくりの普及・定着に努めます。

感染予防対策につきましては、新型コロナワクチン接種の円滑な実施と感染拡大防止に努めると

ともに、定期予防接種対象者への勧奨とインフルエンザなどのワクチン接種に係る助成の継続、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的勧奨再開に伴う接種対象者への情報提供に努めます。

女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診につきましては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化と20歳から45歳の検診未受診者に対するHPV自己検査を引き続き実施します。

成人保健対策につきましては、「余市町健康づくり計画」に基づき、栄養・食生活・運動など生活習慣全般の改善を図るため、関係団体と連携し健康教室の開催や健康相談を実施します。

自殺予防につきましては、「余市町自殺対策行動計画」に基づき、自殺を防ぐための正しい知識の普及に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々なストレスや不安による自殺を予防するため、相談対応、相談先の周知等に努めます。

健康診査事業につきましては、各種健康診査に係る普及啓発や受診勧奨を強化し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化予防に努めます。

また、後期高齢者健康診査においては、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、フレイル予防に着目した内容で実施します。

地域福祉に関する施策。福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性を生かした住民サービスの向上に努めます。

高齢者の知識や経験は地域にとっての財産でもあり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用するとともに、社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉の推進に努めます。

単身高齢者や認知症高齢者への支援につきましては、「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護

保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の協力の下継続した情報更新を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

また、権利の擁護や社会問題となっている虐待の防止についても継続して取り組みます。

障害者福祉に関する施策。障害のある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会を目指した、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」に基づいた、障害福祉施策の実現を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子供に対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

介護保険に関する施策。介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

地域支援事業につきましては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、さらには、介護支援ボランティアポイント事業をはじめ、「地域まるごと元気アッププログラム」や「ふまねっと教室」等の介護予防教室の充実を図り、ウィズコロナを見据えた総合的な介護予防施策の実施に努めるとともに、国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断や早期対応など、認

知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

国民健康保険に関する施策。財政運営の責任主体である北海道と連携を図りながら、健全な事業運営に取り組むとともに、医療費の適正化と保険税をはじめとする各種財源の確保に努めます。

後期高齢者医療保険に関する施策。高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の円滑な運用と適正な執行に努めます。

### 3. 生活環境の方針。

環境に関する施策。余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策としてLED化促進など、温室効果ガスの削減に向けた取組を進めます。

町営斎場につきましては、早期供用開始に向けた取組を継続します。

一般廃棄物処理に関する施策。町民の協力の下、ごみの減量化と資源のリサイクル化を推進するとともに、自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者等に対する支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を継続します。

公共下水道が整備されていない地域につきましては、合併処理浄化槽設置に対する助成を引き続き実施します。

道路に関する施策。「余市町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間の道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、除排雪車両機械の計画的な更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努め

ます。流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や、町道黒川町中通り2号線などの道道昇格による整備を要望するとともに、国道5号俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

河川に関する施策。余市川につきましては、河川の環境保全を、ヌッチ川やフゴッペ川などの治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を、さらに、登川などにつきましては、河川の堆積土砂のしゅんせつなどの予防保全型維持管理により、浸水被害の防止対策を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合をはじめ、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持管理に努めます。

港湾・海岸保全に関する施策。余市港につきましては、関係団体及び港湾利用者と協議しながら、安全で安心な施設整備を図るとともに、施設の維持保全に努めます。

海岸保全事業につきましては、施設の維持管理に努めるとともに、栄町地区の越波、侵食対策について関係機関に要望します。

公園事業に関する施策。町民が安心して利用できるよう、老朽化が進んでいる遊具の更新、施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々の触れ合いの場、憩いの場として、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

公営住宅に関する施策。「余市町公営住宅等長寿命化計画」の実施方針に基づき、山田団地耐力度調査、黒川団地屋上・外壁改修工事設計業務、さらには共栄団地屋根・外壁改修工事、山田団地屋根改修工事を実施するとともに、適正な維持管理を行い、入居者の安全・安心で快適な住環境整備に努めます。

住宅に関する施策。本町への移住・定住を目的とした住宅取得等支援補助金制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、空家住宅除却費補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを生かした地域づくりを進めます。

都市計画に関する施策。今後の人口減少、少子高齢化等を踏まえコンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの連携を進めるため、「余市町立地適正化計画策定業務」を行うことにより、将来に向けて住みよいまちづくりを進めます。

地域公共交通の活性化と再生に関する施策。地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、「余市町地域公共交通網形成計画」に基づき、本年度より新たな町内バス路線「余市循環線」が運行となります。今後は郊外部の持続可能な公共交通網の在り方について検討を進めます。

水道事業に関する施策。水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える重要なライフラインであり、安全・安心な水の安定的な供給に努めるとともに、震災時に重要な給水施設となる避難所や病院などへの配水管路の耐震化や老朽管の布設替えを進めるほか、水道法改正に伴う水道施設台帳の整備を進め、水道施設の強靱化を図ります。

水道事業の経営状況につきましては、人口減少に伴い厳しい見込みとなりますが、経営戦略を計画的に検証しながら、経営の効率化に努めます。

下水道事業に関する施策。公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全を図るため、富沢地区の管渠建設工事をはじめ、浜中中継ポンプ場の監視制御設備の更新、下水処理場の汚水ポンプや計測設備の更新、下水処理場の耐震診断を行い、安定的

な下水処理に努めるとともに、下水処理場で広域でのし尿・浄化槽汚泥を処理するための前処理施設建設工事を進めます。

また、地方公営企業法の適用に向け、公営企業会計移行業務を進めるほか、水洗化率の向上を図り、自主財源の適正な確保と経営の効率化に努めます。

再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策。利用可能な再生可能エネルギー資源の定量的な把握、さらには公共施設への再生可能エネルギーの導入に向けた検討を進めます。

#### 4. 産業の方針。

労働に関する施策。新型コロナウイルス感染拡大による雇用環境への影響を注視し、労働者に対する各種支援制度の周知を図るとともに、労働環境の改善、雇用の場の確保等に係る中小企業者等の取組に対し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

また、季節労働者の通年雇用の促進を図るため、通年雇用促進支援事業を推進します。

農業に関する施策。強い農業を支える各種施策の展開が重要であることから、余市町農業振興協議会をはじめとする関係会議における協議を重ねながら、新型コロナウイルス感染症収束後の全国の消費需要拡大も見据え、農業の振興を図ります。

果樹につきましては、優良品種への転換や圃場整備への支援を行い、農作物の安定生産に取り組めます。

本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「リンゴ」栽培の振興を進めるとともに、今後の果樹の収益性向上を見据え、ブドウについては、「シャインマスカット」への改植、また「醸造用ブドウ」栽培については、「ヴィニフェラ種」への改植を奨励し、世界的に人気の高い品種への更新を促進しながら「ワイン」のブランド化に向けた取組を進めます。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質

で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材導入などへの支援を行うとともに、栽培技術の確立に努めます。

安全・安心な農産物の生産につきましては、環境との調和による農業の自然循環機能を維持・増進し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図るため、地域の共同活動への支援を図ります。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

新規就農者の相談や支援につきましては、関係機関で組織する「新規就農活動支援センター」による取組を進めるとともに、新規就農者育成総合対策事業などを活用し、新規就農者の確保・育成に努めます。

農村活性化センターにつきましては、農業学校や各種講座・サークル活動の充実と利用促進を図るとともに、六次産業化に向けた取組の場として、町内農業者による農産物の加工など、施設の有効活用を図ります。

市民農園につきましては、利用者に対する栽培技術講習会の開催や利用しやすい農園を目指した環境づくりに努め、利用者の拡大と適正な維持管理に努めます。

園芸試験場につきましては、研究圃場としての機能向上を図るため、農業者や研究機関の意見を適切に反映させ、新品種の適応試験や栽培技術の研究などの利活用を推進するとともに、各種委託試験の栽培管理を行うなど、有効な調査研究に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力を得て、カラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き取り組むとともに、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するため、電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱わなの購入など、

生産者自らが行う自己防衛対策を支援します。

林業に関する施策。国からの森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、民有林においては森林所有者の意向調査を実施し、森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業の継続により、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、町有林においては、豊丘水源涵養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

漁業に関する施策。浅海増殖事業、淡水増殖事業の実施とともに、将来的な養殖事業の定着化に向けて二枚貝の養殖試験を支援し、水産業の収益性向上と、資源管理の持続的な取組により、安定した収益確保に向けた取組の強化を図ります。

磯焼け対策につきましては、北海道や中央水産試験場をはじめとした関係機関との連携を密にし、有効な対策の取組に努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めるとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全・安心な海洋レクリエーションの提供に努めます。

水産加工業に関する施策。各種イベントなどを通して水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を図るため、関係機関・団体などと情報の共有・連携を図り、商品開発の推進を支援します。

六次産業化に関する施策。「地元農水産物を生かした加工や流通・販売の一体的つながりによる

産業振興」を目指し、関係団体と連携した取組を進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、農水産物加工品のPR強化に努めます。

ワインに関する取組につきましては、ワイン特区制度の活用や、道内最大の生産量を誇るワインブドウ産地という優位性を生かし、ワイン産業のブランド力向上に努めます。

また、ワイン産業の裾野を広げ、広域連携でのPRやワインツーリズムなどを通じて観光振興を含めた六次産業化の推進を図ります。

商工業に関する施策。余市商工会議所及び中小企業相談所と連携し、余市町中小企業振興条例に基づく制度融資、さらには設備投資、商品開発、販路拡大に向けた取組等に対する各種助成措置を講じながら、中小企業者等の事業継続、経営基盤の安定化を支援します。

また、空き店舗を活用した起業支援など、余市商工会議所や余市町商店街連合会との連携による商店街の活性化に向けた取組を進めます。

観光に関する施策。コロナ禍の状況を見据え、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光客誘致と観光事業者への支援、事業活性化の取組を引き続き一般社団法人余市観光協会と連携して進めます。

また、本町の自然や産業などの観光資源を活用した体験型観光の推進に取り組むとともに、民泊などを活用した滞在型観光の推進や観光入り込み客数が減少する冬期間の観光推進に向けた取組を展開し、年間を通じて魅力ある観光地づくりに努めます。

後志自動車道の開通により、今後も後志のゲートウエーとして、様々な開通効果が期待されることとあり、圏域の市町村等との連携を強化し、交流人口の増大と観光消費拡大に向けた取組を進めます。

道の駅につきましては、広域観光や産業振興の

拠点となる魅力的な道の駅の再編整備に向けて、整備予定地の詳細な調査や町民との合意形成に係る手続を進めながら、道の駅に配置すべき機能に関する具体的な検討を一層推進します。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、施設のさらなる活用の検討、地場産品のPRや観光情報の提供に努めるとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

農道離着陸場につきましては、スカイスポーツ等の体験型観光やイベントなど、より一層の多面的な利活用の促進を図ります。

地方創生に関する施策。人口減少による地域経済の縮小や地域社会の存続が危ぶまれる中、「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき「食の都よいち、フルコースプロジェクト」や「よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト」を中心とした各種施策を推進し、本町の強みを生かした産業振興や人の流れの創出を図り、人口減少の抑制に努めます。

## 5. 学びの方針。

学校教育に関する施策。本町の未来を担う人材を育てる取組は重要な政策であり、コロナ禍にあっても、学びの保障に努め、子供たちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身につけ、個性や能力を伸ばし、豊かな心と健やかな体を育むことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

子供たちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに、適切な維持管理に努め、将来的な人口動態等を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置について検討を進めます。

各高等学校が実施する取組に対する協働体制の構築や私学助成の取組を推進するなど、時代や地域のニーズに対応した魅力ある学校づくりのための支援に努めます。

社会教育に関する施策。町民が豊かで潤いある充実した生活を送ることができる学びの場の提供

を図り、新たな発想や創造につながる学習機会の確保に努めます。

図書館につきましては、学校図書館やボランティアとの連携を図りながら読み聞かせなどの読書普及活動を推進していくとともに、電子書籍の充実により、利用者サービスの拡充に努めます。

余市宇宙記念館につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に努め、安全・安心な施設環境の下、宇宙開発や天体、自然、地球環境などの学習の場として運営に努めます。

芸術、文化、スポーツ活動に関する施策。文化財につきましては、地域の郷土資料の活用や後世への継承のために、文化財施設の適切な保存と管理を図りながら、郷土の歴史について学び、体験する場として、文化財施設の展示内容の充実や教育普及活動に努めます。

スポーツの振興につきましては、競技スポーツの振興はもとより、町民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ環境づくりを進めるとともに、スポーツ関係団体と連携し、町民の体力向上と健康の維持・増進が効果的に図られるよう努めます。

## 6. 行政・財政運営の方針。

町民と行政の連携に関する施策。町の審議会委員等への町民参加や、パブリックコメント等による町民意見の公募、区会学習会等の町民活動への支援を進めるとともに、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」のさらなる理解と活用に努め、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

外部の組織・人材との連携に関する施策。他の行政機関との広域行政の推進、大学などの教育機関や民間企業といった組織との協定の締結、高度な知識を有する人材の招致など、外部との協力体制を構築し、本町が抱える課題の解決や新たな価値の共創を推進します。

また、国の支援制度の活用等により、本町を応援してくれる企業や個人の受入れ態勢を構築しま

す。

情報の共有に関する施策。広報よいちの紙面とホームページの充実を図るとともに、公式LINEを活用し、迅速で分かりやすい情報の発信に努めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問合せメール等により、町民の声を聞くとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において、町民との意見交換を図りながら、情報公開の推進と情報の共有に努めます。

地域間交流に関する施策。地域間交流につきましては、親善交流都市である福島県会津若松市との歴史的つながりや地域間の交流事業を浸透させるための取組により、両市町の友好関係の充実を図ります。本年度においては、昨年度延期となった会津藩士入植150周年を記念した事業を実施することにより、郷土への理解を深めます。

また、交流都市である奈良県五條市との交流につきましては、農業実習生受入れや経済交流などの交流事業を進めます。

行財政に関する施策。本町の財政状況は、構造的に依存財源の割合が高く、経常収支比率も高率で推移していることから、歳出のさらなる効率化に加え、国や各種補助制度を十分に活用して新たな歳入の確保に積極的に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

町税につきましては、適正な申告指導や課税客体の把握による公平・公正な課税の推進、クレジット納付やコンビニ納付等納税環境の整備・充実、税務手続の電子化による利便性のさらなる向上に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入につきましても、コンビニ納付の円滑な運用を進めるなど、収納率向上に努めます。

財政状況の公表につきましては、広報よいちやホームページを活用し、分かりやすい情報の提供

に努めます。

ふるさと応援寄附に関する施策。余市町のまちづくりを応援して下さる方々に、より興味と親近感を持っていただけるよう、本町ならではの特産品や体験プログラム等の返礼品の充実を図り、さらには長引くコロナ禍における町内産業の新たな販路の一つとして町内経済の活性化につなげていきます。また、有効な財源確保手段として活用していきます。

行政改革に関する施策。将来の人口減少を見据えた中で、高度化・多様化するニーズに的確に対応できる組織体制の構築に取り組むとともに、ICTやAI等の先端技術の活用を検討し、行政サービスのさらなる向上を目的とする自治体DXの推進を図り、行政事務の改革を進めます。

公共施設の総合的な管理・運営に関する施策。老朽化している全ての公共施設を整備することは困難であることから、「適正な公共サービスの提供」「施設の維持管理コストの縮減」を念頭に、人口減少等将来を見据えながら、公共施設の管理運営方針を検討し、財政負担を考慮しながら計画的な再編を進めるとともに、民間ノウハウの活用や他自治体の先進事例を踏まえ、公共施設の有効活用に努めます。

職員の資質向上に関する施策。職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、コンプライアンスに対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

結び。以上、令和4年度における町政執行の基本的な考えと、その政策の概要を申し上げました。

将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、「未来に向けて住みやすい町をつくる」ために、職員と一丸となって町政運営に取り組んでま

いります。

議会議員各位並びに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 町長の町政執行方針の説明が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） 続きまして、令和4年度教育行政執行方針について前坂教育長から説明されます。

前坂教育長の発言を許します。

○教育長（前坂伸也君） 令和4年度教育行政執行方針。

I、初めに。

令和4年第1回定例会の開会に当たり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や情報技術の発達により社会が大きく変化し、予測困難な時代を迎える中、地域の発展を支える人材を育成することが教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、新しい時代を切り開く基盤です。一人一人が互いに尊重・協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、心豊かに人生を送り地域社会の一員として持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが必要です。

II、基本方針。

学校教育では、コロナ禍の中にあっても、学びの保障に努め、子供たちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身につけるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合うことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、様々な課題の解決に当たり、子供たちを社会全体で支え、確かな成長をもたらす教育環境づくりを推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づき、施設の計画的な維持管理及び効率的な運営に努め、効果的な情報提供による学習環境の整備を図るとともに、多様化、高度化するニーズに対応し、心豊かに健康で生きがいのある人生を送る学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

### Ⅲ、重点目標。

#### 1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実。

社会が大きく変化する中で、子供たちが自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証を行い、授業改善や学力向上の取組を推進するとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、子供たちの望ましい生活習慣と学習習慣の確立に取り組みます。

学校生活や学習上で「困り感をもった児童生徒」や「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対しては、学習支援員等の配置を継続し、適切な指導や支援に努めます。

これまでの学習指導とICT機器を活用することで、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、さらには思考力と判断力、課題解決力の育成に努めます。

外国語教育では、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」に接することで、児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

特別支援教育につきましては、教職員全体の共通理解の下各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図り、児童生徒の教育環境の整備と教育的ニーズに応じた適切な指導

や支援に努めます。

学校だよりなどによる保護者や地域住民への教育活動に関する情報提供、学校評議員会や学校評価制度の運用のほか、学校運営協議会による地域に根差した教育活動の充実と小中学校の連携強化に努めます。

学校における働き方改革を推進し、教職員が児童生徒一人一人に向き合う時間をより多く確保し、さらには、教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の指導力の向上に努めます。

#### 2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実。

本町の未来を担う子供たちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、児童生徒が、主体的・対話的で深い学びを通じて、共に支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識を持ち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒が自信や誇りを持ち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、スクールカウンセラーを継続配置し、相談体制の充実と関係機関と連携した支援に努め、早期にその実態や要因を的確に捉え、児童生徒の抱える問題の解決に努めます。

また、不登校児童生徒の教育に対応するため、引き続き、適応指導教室を開設し、児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる温かい学校づくりに取り組みます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置づけ、「いじめの実態調査ア

ンケート」等の結果を活用するとともに、保護者との連携を強化し、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

体罰の問題につきましては、教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう教職員の意識改革に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実。

子供たちが心身ともに健やかに成長し、生命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが重要です。

非行防止や犯罪被害に遭わないため、学校における「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「SNS等の利用に関する指導」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報提供を行い、学校・家庭・地域の連携強化に努めます。

交通安全につきましては、関係機関と緊密な連携を図るとともに、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、児童生徒の安全確保に努めます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図り、引き続き適切な維持管理に努めるとともに将来的な人口動態等を踏まえ、適正規模・適正配置についての検討を進めます。

学校保健につきましては、引き続き感染症防止対策の取組と児童生徒の意識向上を図ります。

また、健康診断の実施やフッ化物洗口事業により児童の歯の健康づくりに努めます。

学校給食につきましては、給食調理室の衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。

また、給食の食材に地場産品を活用し、子供たちが食の重要性に関する理解を深め、望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、図書の実と併せ、電子図書館の積極的活用や余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育に係る経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供。

生涯学習社会の実現には、引き続き感染症防止対策に取り組みながら、町民が多様な学習を通して習得した知識、技能の成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいを持って明るく豊かな生活を送ることが重要です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの視点から、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供により、様々な分野において活躍できる人材の育成に努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活を実現するため、学習機会の充実を図るとともに、豊富な知識と経験を生かせる環境づくりと世代間交流に努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり。

青少年の健全な心身と豊かな人間性の育成のため、学校・家庭・地域社会の協働によって創造性や協調性を育むことのできる環境が重要です。

障害のある子供たちには、児童生徒や関係団体との体験活動の場を設け、交流機会の提供を図るとともに、地域のボランティアの育成に努めます。

放課後の多様な体験活動と学習機会の提供のため、子供たちに安全・安心な活動拠点を確保し、地域との連携強化を図るとともに、ボランティアの育成と活動推進に努めます。

家庭教育につきましては、ブックスタート事業や子育て体験事業を通して、家庭の教育力向上と子供との触れ合いの大切さを感じてもらうとともに、家庭、地域、関係機関が結びついた子育て意

識の高揚に努めます。

#### 6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用。

芸術文化活動の振興につきましては、鑑賞機会の提供と活動を奨励し、裾野を広げていくことが重要です。

中央公民館につきましては、芸術、文化の高揚のため、社会教育関係団体と連携し、発表・鑑賞・創作機会の充実を図るとともに、サークル等の育成に努めます。

図書館につきましては、「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や関係施設、ボランティアとの連携を図るとともに、環境整備に努めます。

また、電子図書館につきましても、利用者の拡充と利用促進を図り、地域の情報拠点として魅力あるサービスの充実に努めます。

歴史や伝統文化につきましては、文化財の活用の推進を図り、郷土の歴史に関する資料収集と文化財施設の適切な保存と管理運営を行うとともに、埋蔵文化財や町内文化財資料を活用した学習機会の提供に努めます。

#### 7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興。

健康で充実した生活を送るためには、心身の健康増進に資するスポーツの普及を図るとともに、各世代に応じたスポーツ活動ができる環境づくりが重要です。

スポーツ少年団や体育連盟等の関係団体と連携しスポーツを通じた世代間交流に取り組むとともに、子供たちの体力の維持向上に努めます。

健康で豊かな老後を築くため、関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の推進と健康づくりへの啓発に努めます。

#### IV、結び。

以上、令和4年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

余市町教育委員会は、本町の未来を担う子供た

ちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、町民一人一人が生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町を目指し、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 教育長の教育行政執行方針の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

---

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま一括上程されました令和4年度余市町各会計予算につきまして、初めに議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読いたします。

議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算。

令和4年度余市町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算編成の指針となります令和4年度における国の地方財政計画の概要につきましてご説明申し上げます。通常収支分につきましては、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防、防災力の一層の強化など重要課題の

対策等に対応するため必要な経費を計上するとともに、経済財政運営と改革の基本方針に基づき地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額について令和3年度地方財政計画の水準を上回る額が確保されたところでございます。また、東日本大震災分につきましては、復旧復興事業及び全国防災事業について通常収支分とはそれぞれ別枠で事業費及び財源を確保することとしたところでございます。地方交付税については、地域デジタル社会推進費の継続や公共施設の脱炭素化の推進、防災、減災、国土強靱化の推進に伴い、一般財源総額が伸びる中、総額で前年比3.5%、6,153億円増の18兆538億円となったところでございます。実際の収支見込みにおいては、原資となる国税収入の増額が見込まれることから、地方交付税の法定率分が増加となるとともに、交付税、特別会計において令和3年度からの繰越金1兆2,561億円が手当てされたことにより地方全体の財源不足額は前年度より7兆5,664億円縮小し、2兆5,559億円となったものでございます。なお、不足する財源につきましては、これまでと同様に建設地方債の増発等によって補填措置を講じ、なお財源不足が生じる場合には国と地方が折半で対応することとされておりますが、令和4年度については折半対象財源不足が解消されたものでございます。また、臨時財政対策債の発行額は前年度比67.5%、3兆6,992億円減の1兆7,805億円となったところでございます。

次に、本町の令和4年度の予算編成結果並びにその概要につきましてご説明申し上げます。令和4年度の余市町の一般会計の予算規模は92億5,000万円であり、令和3年度と比較して4億円、率にして4.5%の増となっておりますが、その要因としましてはふるさと納税取扱業務委託料や各種選挙費、公共下水道特別会計繰出金、さらには障害福祉サービス費等給付費など扶助費の増額によるものでございます。

なお、令和4年度の予算要求段階では大幅な財源不足となりましたが、予算編成の過程において国の地方財政対策が示されたことや基金の繰入れなど歳入の見直し、また歳出の削減に努め、収支均衡となる予算編成となったものでございます。

次に、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。参考資料によりご説明申し上げたいと存じますので、参考資料の3ページ、令和4年度歳入歳出款別予算額調べをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げますので、左側の歳入欄をご覧ください。予算書では11ページ、事項別明細書の歳入をご覧ください。1款町税の予算額は17億5,473万2,000円であり、前年度比7,477万4,000円、4.5%の増でございます。主な要因は、個人住民税、法人住民税、固定資産税等の課税標準の増によるものでございます。

2款地方譲与税の予算額は9,110万円で、前年度比730万円、8.7%の増で、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税の増額を見込んだものでございます。

3款利子割交付金の予算額は250万円で、前年度比50万円、16.7%の減を見込んだものでございます。

4款配当割交付金の予算額は350万円で、前年度比50万円、16.7%の増を見込んだものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金の予算額は400万円で、前年度比100万円、33.3%の増を見込んだものでございます。

6款法人事業税交付金の予算額は1,600万円で、前年度比900万円、128.6%の増を見込んだものでございます。

7款地方消費税交付金の予算額は4億7,000万円で、前年度比2,000万円、4.4%の増を見込んだものでございます。

8款ゴルフ場利用税交付金の予算額は70万円で、前年度比10万円、12.5%の減を見込んだもの

でございます。

9款環境性能割交付金の予算額は900万円で、前年度比100万円、12.5%の増を見込んだものでございます。

10款地方特例交付金の予算額は850万円で、前年度比250万円、22.7%の減で、自動車税、軽自動車税、減収補填特例交付金の減額を見込んだものでございます。

11款地方交付税の予算額は37億4,974万9,000円であり、前年度比1億8,010万円、5%の増でございます。令和3年度の普通交付税の確定額を参考に、令和4年度の地方財政計画の算定を見込んで推計したものでございます。

12款交通安全対策特別交付金の予算額は250万円で、前年度比100万円、28.6%の減を見込んだものでございます。

13款分担金及び負担金の予算額は1億4,287万1,000円で、前年度比8,399万4,000円、142.7%の増で、し尿浄化槽汚泥受入れ施設建設事業負担金の増額を見込んだものでございます。

14款使用料及び手数料の予算額は1億6,493万9,000円で、前年度比358万3,000円、2.1%の減を見込んだものでございます。

15款国庫支出金の予算額は10億9,791万円で、前年度比4,323万5,000円、3.8%の減でございます。主な要因としましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、埋蔵文化財発掘調査委託金等の減によるものでございます。

16款道支出金の予算額は7億2,351万6,000円で、前年度比4,978万3,000円、7.4%の増でございます。主な要因としましては、障害者自立支援給付費負担金、地域づくり総合交付金、参議院議員選挙費委託金等の増によるものでございます。

17款財産収入の予算額は310万8,000円で、前年度比20万6,000円、6.2%の減でございます。

18款寄附金の予算額は1万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

19款繰入金の予算額は4億6,810万円で、前年度比1億4,281万9,000円、43.9%の増でございます。主な要因としましては、余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金の増によるものでございます。

20款繰越金、予算額は100万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

21款諸収入、予算額は1億7,674万8,000円で、前年度比605万4,000円、3.5%の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業町村負担の増によるものでございます。

22款町債の予算額は3億5,951万7,000円で、前年度比1億2,520万円、25.8%の減でございます。そのうち普通交付税の振替分としての臨時財政対策債が前年度と比較して2億430万円減の1億41万7,000円でございます。主な減額要因としましては、臨時財政対策債、緊急自然災害防止対策事業債の減によるものでございます。

以上が歳入予算の款別の主な状況でございます。

次に、歳出について各款ごとにご説明申し上げますので、同じページの右側をご覧ください。予算書では12ページの歳出をご覧ください。

1款議会費の予算額は1億3,841万7,000円で、前年度と比較して555万6,000円、4.2%の増でございます。

2款総務費の予算額は12億6,465万2,000円で、前年度と比較して2億942万3,000円、19.8%の増でございます。主な要因としましては、ふるさと納税取扱業務委託料、食の都プロジェクト推進事業費、参議院議員等の各種選挙費などの増によるものでございます。

3款民生費の予算額は23億1,430万円で、前年度と比較して1,088万2,000円、0.5%の増でございます。主な要因としましては、障害福祉サービス費等給付費、保育士等処遇改善事業補助金などの増によるものでございます。

4款衛生費の予算額は16億411万7,000円で、前

年度と比較して3,092万7,000円、1.9%の減でございます。主な要因としましては、子育て応援助成金、一般廃棄物最終処分場水処理施設設備更新工事が増となりましたが、予防接種委託料、梅川霊園地すべり対策工事、療養給付費負担金などの減により全体として減額となっております。

5款労働費、予算額は3,777万1,000円で、前年度と比較して61万8,000円、1.7%の増でございます。

6款農林水産業費の予算額は2億4,546万円で、前年度と比較して319万9,000円、1.3%の減でございます。主な要因としましては、道営水利施設整備事業負担金、水産物供給基盤機能保全事業負担金などの減によるものでございます。

7款商工費の予算額は2億426万2,000円で、前年度と比較して630万3,000円、3.0%の減でございます。主な要因としましては、既存店舗改修支援事業補助金、余市観光協会補助金などの減によるものでございます。

8款土木費、予算額は14億6,607万7,000円で、前年度と比較して2億1,321万1,000円、17%の増でございます。主な要因としましては、冬期除排雪委託料、各公園遊具更新工事、各団地環境整備工事、公共下水道特別会計繰出金などの増により全体として増額となっております。

9款消防費の予算額は5億1,303万8,000円で、前年度と比較して1,072万8,000円、2.1%の増でございます。

10款教育費の予算額は7億4,403万9,000円で、前年度と比較して1,826万4,000円、2.4%の減でございます。主な要因としましては、旧余市福原漁場防災設備工事が増となりましたが、埋蔵文化財発掘調査事業などの減により全体として減額となっております。

11款公債費の予算額は7億1,286万7,000円で、前年度と比較して827万5,000円、1.2%の増でございます。主な要因としましては、長期債償還元金

の増によるものでございます。

12款予備費、予算額は500万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上が歳出の款別の主な状況でございます。

次に、予算参考資料の中の経常収支に関する調べについてご説明申し上げます。参考資料の4ページ、5ページをお開き願います。令和4年度の歳入における経常一般財源、4ページの表、右から2列目、E—F欄の下段、歳入合計a欄につきましては57億5,822万7,000円、前年度と比較して2億8,794万1,000円、率で5.3%の増となっております。町税、地方消費税交付金、地方交付税の増額が要因でございます。一方、下のページ、表の歳出における経常一般財源、5ページの表、右から2列目、下から5行目は55億3,498万1,000円であり、前年度と比較して1億1,429万7,000円の増となっております。

これにより本来普通交付税として経常一般財源となるべき臨時財政対策債1億41万7,000円を経常一般財源に加えた経常収支比率は、表の下、欄外に記載しておりますが、94.5%となり、前年度と比較して0.6ポイント上昇となっておりますが、近年の経常収支比率改善の流れを受け、決算に向けて自主財源である町税の確保とともに、経常一般財源充当経費の節減に努め、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開き願います。本年度設定する債務負担行為は4点でございます。1点目は、令和4年度合併処理浄化槽水洗便所改造等資金利子補給金でありまして、期間が令和4年度から9年度まで、限度額を貸付額に対する利子相当額とするものであります。2点目が令和4年度金融機関が貸付ける合併処理浄化槽水洗便所改造等資金に係る損失補償でございます。期間が令和4年度から9年度まで、限度額を貸付金に延滞金を加算した額の範囲内とするものであり

ます。3点目、4点目につきましては、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと市街地空洞化防止のため立地適正化計画策定に着手し、それに伴う都市計画マスタープランの見直し事業でございます。ともに期間が令和4年度から5年度まで、都市計画マスタープラン変更事業につきましては限度額が307万円以内、立地適正化計画策定事業につきましては限度額が690万円以内とするものでございます。

次に、第3表、地方債についてご説明申し上げます。予算書の7ページをご覧ください。本年度の地方債につきましては13件で、限度額の合計は3億5,951万7,000円でございます。国営土地改良施設法面復旧事業債850万円、道路ストック整備事業債430万円、各団地環境整備事業債2,750万円、各公園環境整備事業債2,650万円、旧余市福原漁場防災設備改修事業債2,060万円、教職員住宅解体事業債380万円、町道整備事業債2,890万円、公共施設等脱炭素化事業債430万円、過疎対策事業債ハード分でございます。一般廃棄物最終処分場水処理施設設備更新事業債1,650万円、橋りょう補修整備事業債2,910万円、除雪トラック購入事業債1,510万円、過疎地域持続的発展特別事業債ソフト分でございます。7,400万円、臨時財政対策債が1億41万7,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様の設定をいたしております。

以上、議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） ただいま一括議題の議案6件の提案説明中ではありますが、各会派代表者会議の開催、さらに昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、庄議員は通院のため退席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

午前中に引き続き一括議題となっております議案第2号ないし議案第6号について提案理由の説明を求めます。

○民生部長（上村友成君） 続きまして、一括上程されました議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険制度につきましては、創設時からの各種介護サービスが町民に着実に浸透いたしており、さらには高齢化の進展等により今後も介護サービスに対する需要は高く推移する傾向を示しております。

令和4年度余市町介護保険特別会計の予算編成に当たりましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス等の保険給付サービスの必要量、さらには地域支援事業において実施する介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等の事業量を推計することにより安定した介護保険事業運営を図るとともに、被保険者が必要とする介護サービスを確保することができるよう予算計上いたしたところであり、この結果当会計の予算総額は前年度から1,780万2,000円増の24億6,893万1,000円となったところでございます。本年度におきましても地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の深化、推進を念頭に、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう十分な介護サービスの確保、さらには医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のために必要

な支援を講ずるとともに、保険給付費の動向を十分に見極め、保険料をはじめとする必要な財源の安定確保を図りながら、介護保険特別会計の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算。

令和4年度余市町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億6,893万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

令和4年3月1日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明いたしますので、予算書の5ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和4年度当初予算額は、歳入歳出合計それぞれ24億6,893万1,000円で、前年度と比較して1,780万2,000円の増となっております。この内容につきましては、款別の各項、各目別にご説明いたしますので、予算書は次の6ページをお開き願います。あわせて、予算参考資料の2ページ、2、歳入歳出予算総括表をご覧くださいと存じます。

まず、歳入についてご説明いたします。1款保険料、1項介護保険料、本年度予算額は4億1,616万6,000円で、前年度と比較し406万円の減となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額は2万円で、前年度と同額の計上でございます。

3 款国庫支出金、本年度予算額は 6 億3,669 万 6,000 円で、前年度と比較し 609 万6,000 円の増となっております。

内訳として、1 項国庫負担金、本年度予算額は 4 億1,038 万8,000 円で、前年度と比較し 250 万円の増となっております。

予算書は、次の 7 ページをご覧ください。2 項国庫補助金、本年度予算額は 2 億2,630 万8,000 円で、前年度と比較し 359 万6,000 円の増でございます。内容といたしましては、介護給付費に係る調整交付金や介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業費に係る交付金を計上したものでございます。

4 款支払基金交付金、本年度予算額は 6 億 4,633 万5,000 円で、前年度と比較し 538 万1,000 円の増となっております。内容といたしましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

5 款道支出金、本年度予算額は 3 億5,458 万 6,000 円で、前年度と比較し 283 万5,000 円の増でございます。

内訳として、1 項道負担金、本年度予算額は 3 億3,280 万円で、前年度と比較し 153 万4,000 円の増でございます。

予算書は、次の 8 ページをお開き願います。2 項道補助金、本年度予算額は 2,168 万6,000 円で、前年度と比較し 130 万1,000 円の増でございます。

3 項道委託金、本年度予算額は 10 万円で、前年度と同額の計上でございます。

6 款財産収入、本年度予算額は 1,000 円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の 9 ページをご覧ください。7 款繰入金、本年度予算額は 4 億1,506 万7,000 円で、前年度と比較し 755 万円の増でございます。

内訳として、1 項一般会計繰入金、本年度予算額は 3 億7,946 万7,000 円で、前年度と比較し 245 万

円の減でございます。

2 項介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額は 3,560 万円で、前年度と比較し 1,000 万円の増でございます。

8 款繰越金、本年度予算額は 1 万円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の 10 ページをお開き願います。9 款諸収入、本年度予算額は 5 万円で、前年度と同額の計上でございます。

内訳として、1 項延滞金・加算金及び過料、本年度予算額は 1 万円で、前年度と同額の計上でございます。

2 項預金利子、本年度予算額は 1 万円で、前年度と同額の計上でございます。

3 項雑入、本年度予算額は 3 万円で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書は、次の 11 ページをご覧ください。1 款総務費、本年度予算額は 2,799 万5,000 円で、前年度と比較し 400 万6,000 円の減でございます。

この内訳として、1 項総務管理費は、一般事務経費分の計上でございます。

2 項徴収費は、保険料の賦課徴収に伴う経費の計上でございます。

予算書は、次の 12 ページをお開き願います。3 項介護認定審査会費は、要介護認定審査及び認定調査に関わる諸経費の計上でございます。

予算書は、次の 13 ページをご覧ください。2 款保険給付費、本年度予算額は 22 億8,922 万9,000 円で、前年度と比較し 1,241 万3,000 円の増でございます。

この内訳として、1 項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービス等給付費の計上でございます。

2 項介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス等給付費、地域密着型介護予防サービス等給付費の計上でございます。

3項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払手数料の計上でございます。

予算書は、次の14ページをお開き願います。4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の計上でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の計上でございます。

6項市町村特別給付費は、居宅介護及び介護予防に係る福祉用具貸与費並びに住宅改修費の計上でございます。

予算書は、次の15ページをご覧ください。7項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等に係る居住費、食費の補足給付費の計上でございます。

次に、3款地域支援事業費、本年度予算額は1億5,020万6,000円で、前年度と比較し939万5,000円の増でございます。

この内訳として、1項介護予防・生活支援サービス事業費並びに2項一般介護予防事業費につきましては、被保険者が要支援状態、要介護状態となることへの予防を目的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する各種事業に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の16ページをお開き願います。3項包括的支援事業・任意事業費は、被保険者が要支援状態、要介護状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を講ずるためのサービスの実施に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の17ページをご覧ください。4項その他諸費は、介護予防・生活支援サービス事業に係る審査支払手数料の計上でございます。

4款諸支出金、本年度予算額は30万円で、前年度と同額の計上でございます。

5款基金積立金、本年度予算額は1,000円で、前

年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の18ページをお開き願います。6款公債費、本年度予算額は20万円で、前年度と同額の計上でございます。

7款予備費、本年度予算額は100万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、科目別予算額伸長状況及び介護保険料賦課状況並びに保険給付費算出表等を記載しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度余市町国民健康保険特別会計の予算総額は、前年度から1,700万円減の27億5,600万円を計上をしたところでございます。平成30年度から始まりました新たな国民健康保険制度においては、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担うこととなり、本町におきましても北海道と一体となって事務の広域化や効率化を図りながら、適正な財源確保と単年度収支均衡を念頭に置き、健全な財政運営に努める所存でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度余市町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億5,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和4年3月1日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明申し上げますので、予算書の5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和4年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ27億5,600万円で、前年度当初予算と比較して1,700万円の減となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページをご覧ください。あわせて、参考資料は2ページの2、歳入歳出予算総括表の上段をご覧ください。

1款国民健康保険税の予算額は4億2,192万7,000円で、前年度と比較して2,060万2,000円の減となっております。

次に、予算書の8ページをお開き願います。2款一部負担金の予算額は2,000円で、前年度と同額を計上しております。

3款使用料及び手数料の予算額は40万円で、前年度と同額を計上しております。

4款道支出金の予算額は21億3,412万3,000円で、前年度と比較して23万2,000円の減となっております。

5款繰入金の予算額は1億9,905万3,000円で、前年度と比較して383万4,000円の増となっております。財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費のほか、保険基盤安定繰入金、低所得者及び未就学児の保険税軽減分に対しての一般会計からの繰入金でございます。

予算書の9ページをご覧ください。6款諸収入の予算額は49万5,000円で、前年度と同額を計上し

ております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、予算書は10ページから11ページ、参考資料は同じく2ページの下段をご覧ください。1款総務費の予算額は2,649万7,000円で、前年度と比較して224万8,000円の減でございます。

予算書の12ページをお開き願います。2款保険給付費の予算額は20億9,137万6,000円で、前年度と比較して873万1,000円の増でございます。

3款国民健康保険事業費納付金の予算額は6億1,281万5,000円で、前年度と比較して2,320万6,000円の減でございます。

予算書の13ページをご覧ください。4款共同事業拠出金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

5款保健事業費の予算額は2,081万1,000円で、前年度と比較して27万6,000円の減でございます。

予算書の14ページをお開き願います。6款公債費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

7款諸支出金の予算額は250万円で、前年度と同額を計上しております。

8款予備費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

財政安定化基金拠出金につきましては、令和4年度に拠出金が生じないため廃款といたしたところでございます。

以上、議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険税課税状況並びに各予算の算出基礎等を記載しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計の予算総額は、前年度から1,600万円増の3億5,590万円を計上したところでございます。平成20年度より75歳以上の高齢者の方々を対象に新たな医療保険制度として都道府県単位の広域連合組織により運営され、構成町村として義務づけされております保険料の徴収等、必要な予算計上を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度余市町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,590万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月1日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明申し上げますので、予算書の5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和4年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ3億5,590万円で、前年度当初予算と比較して1,600万円の増となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページをご覧ください。あわせて、参考資料は1ページの1、歳入歳出予算総括表をご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料の予算額は2億4,627万1,000円で、前年度と比較して964万6,000円の増となっております。

2 款使用料及び手数料の予算額は2万1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

3 款国庫支出金の予算額は42万2,000円で、本年

10月施行の窓口負担割合見直しに伴う事務費について調整交付金で措置されることにより、新たに款を設けて計上してございます。

予算書の8ページをお開き願います。4 款繰入金の予算額は1億857万5,000円で、前年度と比較して593万2,000円の増でございます。内容につきましては、本特別会計で使用する一般管理費等事務費に関わる繰入れと広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる繰入れ、さらに低所得者等に対する保険料軽減分の道負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせて保険基盤安定繰入金として計上しております。

5 款繰越金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の8ページ下段から9ページをご覧ください。6 款諸収入の予算額は61万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、予算書は10ページから11ページ、参考資料は同じ1ページ下段をご覧ください。1 款総務費の予算額は294万3,000円で、前年度と比較して6万円の減でございます。

1 項総務管理費の予算額は128万円で、前年度と比較して37万8,000円の増でございます。

2 項徴収費の予算額は166万3,000円で、前年度と比較して43万8,000円の減でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の予算額は3億5,234万7,000円で、前年度と比較して1,606万円の増となっております。内容につきましては、広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる負担金、保険料と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金とを合算し、保険料等負担金として計上したものでございます。

予算書の11ページをご覧ください。3 款諸支出金の予算額は60万円で、前年度と同額を計上しております。

4 款予備費の予算額は1万円で、前年度と同額

を計上しております。

以上、議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険料賦課状況、被保険者の状況、医療費等の自己負担について記載してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○建設水道部長(千葉雅樹君) 引き続きまして、一括上程されました議案第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算。

令和4年度余市町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億130万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和4年3月1日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

本年度の予算の概要につきましては、主な事業といたしまして処理場整備事業として下水処理場の汚水ポンプ計測設備の更新工事を行い、管渠整備事業につきましては汚水管58メートルの整備を実施し、浜中中継ポンプ場の監視制御設備の更新工事を実施するものであります。また、下水道広域化推進総合整備事業として余市下水処理場におけるし尿等受入れ施設の整備を進めるものであります。施設の維持管理につきましては、効率的な運営が図られるよう予算措置を行ったところであります。さらに、余市町公共下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上並びに透明性の確保のための取組として、地方公営企業法の適用に向けた準備を進めるものであります。

この結果、本年度の予算総額は14億130万2,000円となり、前年度当初予算額と比較いたしまして2億7,709万2,000円の増、率にして24.6%の増となった次第であります。

初めに、予算総体をご説明申し上げますので、予算書の7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。あわせて、参考資料の1ページ、歳入歳出予算総括表をご覧願います。

歳入につきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金、本年度予算額53万1,000円で、前年度と比較して30万円、36.1%の減となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2億6,250万4,000円で、前年度と比較して41万円、0.2%の減となっております。

3款国庫支出金、本年度予算額2億1,350万円で、前年度と比較して1億4,510万円、212.1%の増となっております。

4款財産収入、本年度予算額1万3,000円は、前年度と同額でございます。

5款繰入金、本年度予算額5億2,804万2,000円

で、前年度と比較して7,570万2,000円、16.7%の増となっております。

6款繰越金、本年度予算額1万円は、前年度と同額でございます。

7款諸収入、本年度予算額2,000円は、前年度と同額でございます。

8款町債、本年度予算額3億9,670万円で、前年度と比較して5,700万円、16.8%の増となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。1款総務費、本年度予算額9,016万4,000円で、前年度と比較して419万1,000円、4.9%の増となっております。

2款事業費、本年度予算額6億1,300万円で、前年度と比較して2億7,739万7,000円、82.7%の増となっております。

3款公債費、本年度予算額6億9,807万8,000円で、前年度と比較して449万6,000円、0.6%の減となっております。

4款予備費、本年度予算額6万円は、前年度と同額でございます。

次に、主な款項の内容について歳入からご説明いたします。予算書9ページでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金53万1,000円につきましては、令和3年度までに供用開始した区域と令和4年度供用開始予定区域に係る受益者負担金の見込額の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料のうち1目下水道使用料2億6,240万円につきましては、前年度の収入見込みと本年度水洗化戸数を勘案し、下水道使用料を計上したものでございます。

10ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項国庫補助金2億1,350万円につきましては、管渠整備事業、下水処理場整備事業並びにし尿等受入施設整備事業に関わる国庫補助金の計上でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入3,000円につき

ましては、基金より生じる利子の見込額の計上でございます。

11ページでございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金4億9,171万8,000円につきましては、一般会計からの繰入金の計上でございます。

5款繰入金、2項公共下水道事業基金繰入金3,632万4,000円につきましては、公共下水道事業基金からの繰入金の計上でございます。

12ページをお開き願います。中段でございます。8款町債、1項町債3億9,670万円につきましては、一般起債のほかの計上でございます。

歳出につきましてご説明申し上げます。次のページ、13ページでございます。1款総務費、1項総務管理費のうち1目一般管理費8,759万6,000円につきましては、人件費のほか下水道使用料収納事務委託料、公営企業法適用支援業務委託料、消費税等の計上でございます。

14ページをお開き願います。中段でございます。2目財産管理費256万8,000円につきましては、保険料、下水道台帳等作成委託料等の計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費のうち1目建設事業費1億8,061万5,000円につきましては、事業に要する人件費のほか、施設計画変更委託料、工事に係る実施設計委託料、管渠建設及び処理場設備更新工事費の計上でございます。

15ページ下段でございます。2目施設管理費1億5,238万5,000円につきましては、下水処理場及び中継ポンプ場等の施設維持管理費の計上でございます。

16ページをお開き願います。下段でございます。3目広域化共同化事業費2億8,000万円につきましては、令和2年度を初年度として着手した広域化共同化事業に係るし尿等受入施設等の建設工事の委託料の計上でございます。

17ページでございます。3款公債費、1項公債費、1目元金6億1,793万8,000円、2目利子

8,014万円につきましては、借入れ本数123本、未償還額67億9,290万4,000円に係る元金償還金と一時借入金利子の計上でございます。

次に、第2表、債務負担行為につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金について、貸付け金融機関に対しての利子負担と債務不履行の際の損失補償を行っており、貸付けの返済期間に合わせて設定いたしております。公共下水道し尿等受入施設整備事業につきましては、し尿等受入れ施設の建設工事、委託が令和4年度から令和6年度にまたがることから、設定いたしております。

次に、下段の第3表、地方債につきましてご説明申し上げます。第3表、地方債、起債の目的、公共下水道事業債、限度額3億9,670万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年と同様に設定いたしましたものでございます。

以上、議案第5号につきましてその提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、一括上程されました議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度予算につきましては、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては水道料金は前年度と比較し工業用につきましては微増の傾向にあるものの、一般用は給水人口の減少により減少傾向であり、給水収益全体といたしましては微減の計上となっております。また、営業外収益につきましては預金利息は依然として超低金利であり、前年同額を計上、その他の目につきましても基準に基づき計上いたしております。支出につきましては、人件費について一般職の人事異動による減のほか、浄水場の夜間運転管理業務などの委託により総額として前年度と比較し減額の計上となっております。一方、物件費等につきましては、

休止中となっている朝日浄水場につきまして今後使用見込みがないことから、解体撤去することとし、資産減耗費、固定資産除却費に撤去費と帳簿上の残存価格を計上いたしております。なお、撤去工事費につきましては公営企業施設等整理債を財源とし、計上いたしております。収益的支出全体といたしましては浄水場の夜間運転管理業務の委託料の増額、固定資産除却費の計上、浄水施設の修繕費の増額、水道台帳の減価償却開始による無形固定資産減価償却費は増額となったものの、有形固定資産除却費は減額となり、企業債利息につきましても減額の計上となっております。予算総額は前年度と比較し水道事業収益は376万1,000円の減額計上、水道事業費用は1億534万4,000円の増額計上となり、単年度収支としても令和3年度当初予算ベースで約1,236万5,000円の純損失の決算見込みであったのに対し令和4年度の予算では1億2,819万5,000円の純損失が見込まれるところでございます。

令和4年度末の資金期末残高は2億1,730万1,000円を見込んでございます。

資本的収入及び支出につきましては、主な建設改良事業といたしまして、昨年に引き続き重要給水への管路の耐震化、老朽配水管の更新事業、水道台帳システム整備などを継続実施するほか、更新期を迎える豊丘浄水場の受電盤の更新に関わる計上をいたしております。資本的収入につきましては、簡易水道に関わる企業債償還に対する一般会計からの出資金、道補助金、工事負担金、さらには企業債を計上し、収支不足につきましては損益勘定留保資金等で補填するものであります。

令和4年度の予算の執行に当たりましても水道の基本責務であります安心、安全の水の安定供給を図るため創意工夫を重ねながら最大限の企業努力を図ってまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予

算。

(総則)

第1条 令和4年度余市町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数8,568戸。
- (2) 年間総配水量209万8,400立方メートル。
- (3) 1日平均配水量5,749立方メートル。
- (4) 主要な建設改良事業。

(ア) 配水管整備事業2億7,517万8,000円につきましては、前年度に引き続き実施する重要給水施設配水管布設工事のほか、老朽配水管の布設替え工事等でございます。

(イ) 量水器設置事業1,722万1,000円につきましては、計量法に基づく量水器の更新と新設用の量水器に要する経費でございます。

(ウ) 水道施設整備事業1,500万円につきましては、前年度に引き続き実施する水道台帳システムの整備に要する経費でございます。

(エ) 浄水施設整備事業5,130万円につきましては、豊丘浄水場受電盤更新工事と計装設備更新に係る設計委託であります。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中固定資産除却費9,272万8,000円の財源にあてるため、企業債3,500万円を借り入れる。

企業債3,500万円につきましては、今後使用見込みのない朝日浄水場の解体撤去に関わる撤去費について公営企業施設等整理債を借り入れ、その財源とするものであり、予算第3条、収益的収入及び支出に定めるものであります。

収入、第1款水道事業収益6億6,445万7,000円、第1項営業収益5億3,511万2,000円につきましては、給水収益5億1,522万7,000円、その他の営業収益1,988万5,000円でございます。

第2項営業外収益1億2,934万5,000円につきましては、受取利息1万円、一般会計からの補助金5,702万7,000円、長期前受金戻入6,757万8,000円、引当金戻入463万円、雑収益10万円でございます。

2ページをお開き願います。

支出、第1款水道事業費用7億6,500万4,000円、第1項営業費用6億8,474万6,000円につきましては、原水及び浄水費1億5,879万1,000円、配水及び給水費6,025万3,000円、総係費6,105万3,000円、減価償却費3億1,189万6,000円、資産減耗費9,275万3,000円でございます。なお、資産減耗費のうち固定資産除却費は9,272万8,000円であり、このうち撤去工事費は3,500万円でございます。

第2項営業外費用7,915万8,000円につきましては、支払利息7,685万6,000円、消費税及び地方消費税220万2,000円、雑支出10万円でございます。

第3項特別損失100万円につきましては、過年度損益修正損でございます。

第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,083万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億564万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,764万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金3,754万円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入4億1,903万円、第1項出資金1,774万7,000円につきましては、旧簡易水道に係る企業債の元利償還に対する一般会計からの出資金でございます。

第2項国道補助金5,098万3,000円につきましては、重要給水施設配水管布設工事に係る道補助金でございます。

第3項工事負担金360万円につきましては、消火栓工事に係る負担金でございます。

第4項企業債3億4,670万円につきましては、水

道事業債でございます。内訳につきましては、第5条でご説明申し上げます。

支出、第1款資本的支出6億8,986万3,000円、第1項建設改良費3億6,697万4,000円につきましては、営業設備費1,722万1,000円、配水設備改良費2億8,345万3,000円、水道設備整備費1,500万円、原水設備改良費5,130万円でございます。

第2項企業債償還金3億2,288万9,000円につきましては、財務省財政調整資金のほか、企業債元金償還額でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額2億2,040万円、起債の目的、水道設備整備事業、限度額1,500万円、起債の目的、浄水施設整備事業、限度額5,130万円、起債の目的、資本費平準化債、限度額6,000万円、起債の目的、上水道施設整理債、限度額3,500万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め40年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については、借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1億64万8,000円。

(2) 交際費1万円。

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,702万7,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000万円と定める。

令和4年3月1日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

---

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、4日から6日までの3日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、4日から6日までの3日間休会とすることに決しました。

---

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、7日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時50分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中    井    寿    夫

余市町議会議員          10番   彫    谷    吉    英

余市町議会議員          11番   茅    根    英    昭

余市町議会議員          12番   近    藤    徹    哉